

奈良県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十二年二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 保安林予定森林の所在場所 宇陀市室生区西谷七六一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

室生区西谷七六一（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三)(二) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林整備
課及び宇陀市役所に備え置いて縦覧に供する。）